

Title	日本における公立学校の日本語指導員が果たす「スクール多文化ソーシャルワーカー」としての役割：愛知県豊田市の事例からの考察
Sub Title	
Author	山本, 直子(Yamamoto, Naoko)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2014
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.19 (2014. 7) ,p.137- 138
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	2013年度大会報告要旨 目次のタイトル：「日本における公立学校の日本語指導員が果たす「スクール多文化ソーシャルワーカー」としての役割」
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20140705-0137

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本における公立学校の日本語指導員が果たす「スクール多文化ソーシャルワーカー」としての役割——愛知県豊田市の事例からの考察

山本 直子

1990 年の入管法改正以降、外国人登録者数は急増し、日本の公立学校でも多くの外国につながる子どもたちがみられるようになった。しかしながら日本では、国の教育政策として公立学校に多様な背景を持つ子どもを受け入れるという前提はなく、そのため、教育内容、学校の中での生活指導のあり方、不登校・不就学、進路に関する対応等の様々な事柄が外国につながる子どもに即したものはなっていない。外国につながる子どもやその保護者は、「文化の違い」や「日本語能力の不足」という問題を抱えているだけでなく、家庭環境を含めた生活全般についての支援を必要としていることが少なくないにも関わらず、それを担う人材が教育制度の中では用意されていないのである。

国の対応が未整備である一方で、外国籍住民を多く抱える自治体は、外国につながる子どもに日本語指導等を支援する傍ら外国人家庭と学校との間の通訳をする等、外国につながる子どもを様々な面でサポートする職員を独自に雇うことでこうした問題に対応している。このような職員は、自治体によって様々な名称で呼ばれている（佐久間 2007）が、本研究の対象地域である愛知県豊田市では、「日本語指導員」という呼称が使用されているため、以下ではこのような職員を単に「日本語指導員」と呼ぶ。本研究では、日本語指導員が外国につながる子どもやその家庭に対して現実に果たす福祉的な役割について着目した。愛知県豊田市を調査対象地域として、市内の公立小学校に勤務する複数の日本語指導員にインタビュー調査を行い、その実態を明らかにした。

設置要綱に定められる日本語指導員の職務は、日本語の理解が不十分な子どもへの日本語指導や、学校と家庭との間の通訳である。日本語指導員は、言語や文化的背景の違いから生じる摩擦や衝突を解消したり、学校側とのコミュニケーションを円滑化したりすることに日々の労働時間の大半を費やしている。しかしながら、日本語指導員への聞き取り調査からは、要綱に定められた職務以外にも、言語や文化の違いに直接的には起因していない様々な問題に対応している事例が少なくはないことが明らかとなった。虐待やネグレクトと思われる事例への対応や、発達障害の可能性への気付きなど、日本語指導員は設置要綱において求められるものを越えた役割を果たしているのである。さらには、日常的に児童や保護者と接するうちに気づいたこうした問題を外部の専門機関へとつなぐ役割までも果たしている事例も確認された。日本語指導員は、行政の制度的空白を補うため、外国につながる子どもに、ソーシャルワーク的ともいえる支援を行っていたのである。日本語指導員が果たすこのような役割は外国につながる子

どもが充実した学校生活を送るためには重要なものとなっている。

近年まで、日本の社会福祉制度では、その対象を日本人とすることが一般的であり、ソーシャルワークの領域においても、日本以外の国の文化を背景として持つ人に対するソーシャルワークは前提とされていなかった。そのため、そうした多文化にかかわるソーシャルワークの総称、定義、理論的体系は存在しなかったのだが、近年、「多文化ソーシャルワーカー」という名称の職員が都道府県レベルで徐々に普及してきている(石河 2008:2)。子どもを対象としたソーシャルワークについては、教育現場に特化したスクールソーシャルワークの必要性が徐々に認識されつつある。

日本語指導員への聞き取り調査から浮彫りになったのは、外国につながる子どもや保護者が抱える問題が顕在化するのとは子どもの生活の中心となる学校生活の中であり、学校を通じた関わり合いの中で多種多様な相談が持ちかけられることが多いということである。教育現場に特化し、多文化に精通する「スクール多文化ソーシャルワーカー」とも呼ぶべき存在が必要とされるのではないだろうか。

【注】

- 1) 現在日本に暮らす子どもたちには、親に連れられて外国から来る子どものほか、国際結婚の子ども、日本国籍を有するが外国育ちで日本語ができない子ども、日本生まれ日本育ちの外国籍の子ども、日本と母国との越境を繰り返す子どもなど、日本国籍の有無に捉われず非常に多様化しており、それぞれが固有の教育課題を抱えている。先行研究では「外国人児童」「外国にルーツを持つ子ども」等が使用されることもあるが、日本国籍であっても日本語運用能力に支障をきたす場合等も考慮し、本研究ではこのような多様な子ども全てを含めて「外国につながる子ども」とする。

【文献】

- 佐久間孝正. 2007. 「南米系多住都市における就学の現状と課題—『外国人集住都市会議』参加自治体にみる外国人児童生徒受け入れ施策の格差—」宮島喬編『外国人児童・生徒の就学問題の家族的背景と就学支援ネットワークの研究』平成 16-18 年度科研費報告書. 9-25.
- 石河久美子. 2003. 『異文化間ソーシャルワーカー—多文化共生社会をめざす新しい社会福祉実践』川島書店.
- . 2008. 「『多文化ソーシャルワーカー』の育成—アメリカの取り組みからの応用課題の検討—」『日本福祉大学社会福祉論集第 118 号』日本福祉大学福祉社会開発研究所. 1-17.

(やまもと なおこ 慶應義塾大学大学院社会学研究科)